

公 告

公募型プロポーザル方式による手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 20 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 公募に付する事項

- (1) 業 務 名 海老川市民会館等複合化整備基本・実施設計委託業務
- (2) 業務場所 高知市朝倉己 419 番 3 号外
- (3) 業務概要 ○施設概要
- | | |
|---|----|
| 【市民会館、防災倉庫】 | |
| 木造平家建て 338 m ² 程度 | |
| 鉄骨造平家建て 10 m ² 程度 | |
| 新築 | 一式 |
| 【既存市民会館】 | |
| 鉄筋コンクリート造 2 階建て 268.40 m ² | |
| 解体 | 一式 |
| 【既存老人福祉センター】 | |
| 鉄筋コンクリート造一部木造平家建て 212.33 m ² | |
| 解体 | 一式 |
| 【既存防災倉庫】 | |
| 鉄骨造平家建て 14.40 m ² | |
| 解体 | 一式 |
| 【既存屋外トイレ】 | |
| コンクリートブロック造平家建て 3.0 m ² | |
| 解体 | 一式 |
| 【外構】 | |
| 敷地面積 1,997.32 m ² | |
| 外構 | 一式 |
- (4) 完了期限 令和 8 年 3 月 31 日
(完了期限を令和 8 年 3 月 31 日としているが、議会の繰越承認後、着手日から起算して 240 日後を末日とする履行期間の延長を行う予定である。)
- (5) 業務規模 11,370,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以内

2 参加形態 単体

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項その他公募に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、公告から契約までの期間中に下記資格要件のいずれかに該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
- (3) 本市の令和 6・7 年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において「建築関係コンサルタント」の申請がある者
- (4) 公告日から契約締結までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、本市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (6) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (7) 公募に参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない者
 - ア 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合
 - (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。
 - (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (8) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っている者
- (9) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士を管理技術者及び総合担当主任技術者として配置することができる者（管理技術者と総合担当主任技術者は兼務可）

2 設計図書の閲覧

- (1) 設計図書の閲覧
 - ア 場 所 高知市役所本庁舎 3 階契約課
 - イ 期 間 令和 7 年 10 月 20 日 8 時 30 分から同年 12 月 3 日まで
- (2) 電子データの閲覧
 - ア 場 所 高知市総務部契約課ホームページ
 - イ 期 間 令和 7 年 10 月 20 日から同年 12 月 3 日まで

3 質疑書の受付、回答の時期及び方法

- (1) 受付場所 高知市役所本庁舎 3 階契約課（FAX 又は持参により提出（郵送は認めない。）及び EXCEL ファイル形式の電子ファイルを高知市総務部契約課電子メールアドレスへ送付すること。）
電子メールアドレス：kc-050500@city.kochi.lg.jp
- (2) 受付期間 令和 7 年 10 月 20 日 8 時 30 分から同年 10 月 30 日 12 時 00 分まで
- (3) 回答時期 令和 7 年 11 月 11 日
- (4) 回答方法 回答日から技術提案書の提出締切日まで高知市役所本庁舎 3 階契約課において閲覧に付すとともに、高知市総務部契約課ホームページに掲載する。

4 公募参加の方法等

- (1) 提出書類
 - ア 参加意向申出書（様式 1）
 - イ 本業務の実施体制（様式 2）
 - ウ 管理技術者・事務所の業務実績（様式 3）
 - エ 設計工程計画（様式 4）
 - オ 本業務についての提案
 - テーマ 1 高齢者をはじめ誰もが利用しやすく、市民会館（隣保館）として人権問題を解決する様々な活動を可能とする住民交流の拠点となるコミュニティセンターとする工夫について（様式 5）

テーマ2 建築物の延床面積及びライフサイクルコスト（建築部分に限る。）の縮減のための具体的な提案（様式5）

カ 新築におけるコスト想定表（様式6）

キ 業務参考見積書（様式7）

アからキまでの書類（以下「技術提案書」という。）の提出をもって、公募に参加する意思表示をしたものとみなす。

なお、技術提案書提出後、参加を辞退するときは、参加辞退届（様式9）を高知市総務部契約課に速やかに提出すること。

(2) 提出部数

A4判（縦）左綴じで2部提出すること。

写真は、カラーコピーの代用を認める。

なお、提出書類の表紙にはビニールフィルム等によるカバーをしないこと。

(3) 提出先

高知市総務部契約課

高知市本町五丁目1番45号（高知市役所本庁舎3階契約課）

電話 088-823-9416 FAX 088-823-9496

(4) 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は持参（質疑回答を確認の上、提出すること。）

(5) 提出期限

令和7年11月14日 17時まで

（ただし、郵送の場合、令和7年11月14日必着とする。）

5 契約条項を示す場所

高知市役所本庁舎3階契約課

6 業務上の条件、技術提案書の作成及び審査等に関する事項

「海老川市民会館等複合化整備基本・実施設計委託業務プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおり

7 その他

(1) 応募者間において、第1項第7号の基準に該当する場合は、技術提案書の提出者として選定しない。また、当該応募者の提出した技術提案書は無効とする。

(2) 本業務の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(3) 実施要領第8項に規定する受託候補者は、発注者の指定する日時において業務に係る見積書の提出を行うとともに、見積書提出日から起算して10日以内に本業務に係る契約を締結しなければならない。

(4) 契約の保証金は免除とする。

8 担当部署

高知市総務部契約課

住所 高知市本町五丁目1番45号（高知市役所本庁舎3階契約課）

電話 088-823-9416 FAX 088-823-9496

電子メールアドレス kc-050500@city.kochi.lg.jp